

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2020. 4. 23 NO. 274

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話 080-5531-8236

区議会控室 3312-2111(内)2319 FAX 3312-2610



新型コロナ 対策

世論と野党の要求が政治を動かす 1人10万円の給付金の実現

補正予算組み換え閣議決定

政府は、日本共産党など野党が求めていた、国民1人に10万円を給付するための補正予算の組み換えを閣議決定しました。

当初の補正予算案に盛り込まれていた収入減世帯の一部への30万円の支給には「対象が狭く困っている人たちに分断と不公平を持ち込む内容だ」との批判が続出したことを受け、一律で10万円を給付する方針に転換。経済対策と補正予算案を修正しました。

「すべての国民に緊急に現金給付を」という世論と、野党の要求が、政権の政策を大きく動かし

実施主体は区市町村 区議会に補正予算を提案

給付金は、国籍を問わず、4月27日時点の住民基本台帳に記載されているすべての人が対象です。実施に要する経費は全額国負担ですが、実施主体は区市町村となります。

総務省は、今月20日、各都道府県と指定都市あてに、システム改修や印刷・郵送の準備に入ることに、国の補正予算成立時期に関わらず、各自治体で補正予算を早期に編成することなどを求める事務連絡を発しました。

杉並区では、今月30日に開催予定の区議会臨時会に、給付金に関わる補正予算が提案される見込みです。

生活保護世帯、収入認定せず DV避難者にも届くよう求める

厚労省は、各自自治体への事務連絡で、生活保護受給者に対して、給付金を「収入」として認定しないよう求めました。これによって、保護費を削減されることなく、給付金を受け取れることになります。

また、日本共産党国会議員団の聞き取りで、財務省は、DV避難者や住居を失った方にも給付できるよう検討していることを明らかにしました。すべての対象者が、迅速に給付金を受け取ることもできるよう、杉並区にも求めています。

杉並区に第二次申し入れ実施



日本共産党杉並区議団は、杉並区に対し、新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める二度目の申し入れを行いました。○医療、検査体制のさらなる充実 ○くらしと営業・雇用 ○子育て、高齢者、障害者福祉、○情報提供の充実など17項目を要請。現在取り組んでいる区議団アンケートの中間まとめも手渡しました。応対した副区長は、さらに対策を講じていきたいと答えました。(申し入れ全文とアンケート中間まとめは、区議団ホームページに掲載しています)

新型コロナウイルス対策・各種支援策と相談窓口

どんな時？	概要	主な支援内容	相談窓口	ホームページ
●個人・世帯向け				
収入が減少した	【緊急小口・総合支援資金】 最大20万円の一括貸付と月々20万円以内×3カ月間貸付の2種類があり、原則無利子で利用可能。 ※1年後の返済時に住民税非課税世帯は返済免除。	① 緊急小口資金（特例） ・貸付額20万円以内（一括交付） ② 総合支援資金（特例） ・貸付額 単身世帯：月額15万円以内 二人以上：月額20万円以内 ・貸付期間：原則3カ月以内 ※それぞれ返済期限有り	杉並区社会福祉協議会 Tel03-5347-3134 9:00～17:00(土日祝休み)	
家賃が払えない	【住居確保給付金】 休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない方に家賃（上限有り）を給付。	・給付額 2人世帯：6万4000円上限 単身世帯：5万3700円上限 ・原則3か月間（最大9か月間） ※収入、預貯金の基準有り	杉並区くらしのサポートステーション Tel03-3391-1751 8:30～17:00(土日祝年末休み)	
子どもの学費が払えない	【修学支援新制度】 家計が急変し今後の所得減少が予想される場合、授業料・入学金を免除、給付。 【対象】 高等教育の学生（大学・短期大学・高等専門学校（4、5年）・専門学校）、および入学予定の高校3年生。	① 授業料・入学金の免除または減額 【減免例】 入学金 授業料 国公立大学 28万円 54万円 私立大学 26万円 70万円 ② 給付型奨学金の支給 【給付例】 自宅生 自宅外 国公立大学 29,200円 66,700円 私立大学 38,300円 75,800円 ※短大、高専、専門学校は金額が異なります	日本学生支援機構奨学金相談センター Tel0570-666-301 9:00～20:00(土日祝年末休み)	
感染などで仕事ができない	【国民健康保険・傷病手当】 感染やその疑いで仕事ができなかった場合、傷病手当が支給される。	・期間：仕事が出来なくなってから3日後から休業した期間。 ・金額：直近3カ月間の日平均収入×3分の2×日数。 ※給与等一部を受けとれている場合等は、支給額の調整など有り。	杉並区 国保年金課国保給付係 Tel03-5307-0328	
●事業者向け				
事業の売上げが減少した	【持続化給付金】 売上が前年同月比で50%以上減少した、中小企業、フリーランスを含む個人事業者に支給される。	・売上が前年同月比で50%以上減少していること（詳細は4月末に発表） 【支給額】 法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円	中小企業 金融・給付金相談窓口 Tel0570-783183 9:00～17:00(土日祝休み)	
事業の売上げが減少した	【新型コロナウイルス感染症対策特例資金】 売上げが減少した区内中小業者向けの貸付制度。3年間は無利子、それ以降は利子の一部を区が負担。	・限度額：700万円 ・3年間は利息負担ゼロ 【主な条件】 ・杉並区内で1年以上営んでいる方 ・住民税及び事業税の滞納の無い方 ・信用保証協会の保証対象業種の方 ・個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方	産業振興センター就労・経営支援係（商工相談担当） Tel03-5347-9182 8:30～17:00(土日祝休み)	
労働者の雇用維持が難しい	【雇用調整助成金】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、労働者の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金の一部が事業者へ助成される。	・休業を実施した場合に支払った休業手当の一部を助成 中小企業：5分の4、大企業3分の2（解雇等を行わない場合は中小企業：10分の9、大企業4分の3） ・1日8,330円が上限。	ハローワーク助成金事務センター 雇用調整助成金担当 Tel03-5337-7418 ハローワーク新宿 Tel03-3200-8609 (32#)	

※紙面の都合上、多くの支援制度から抜粋して紹介しています。他にも利用できる制度があります。それぞれの詳細は、ホームページ・電話相談窓口で確認してください。また、内容については変更となる場合があります。